

第 I 章 会計検査院の概要



令和3年度決算検査報告を岸田総理に手渡す森田会計検査院長

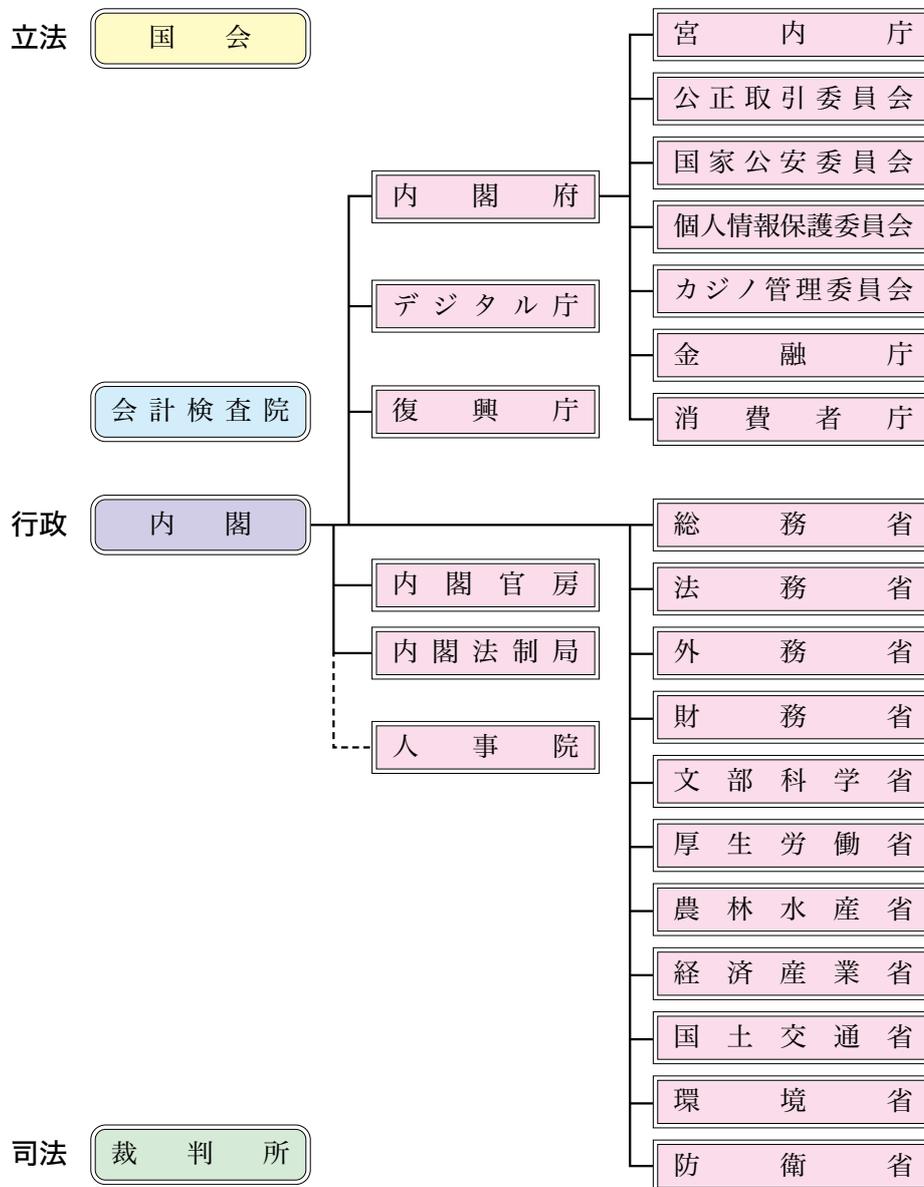
(出典：首相官邸ホームページ)

§ 1 地位及び沿革

1 地位

会計検査院は、国会及び裁判所に属さず、内閣に対して独立の地位^(注)を有する憲法上の機関です。会計検査院は、憲法第90条の規定により国の収入支出の決算を検査するほか、会計検査院法その他の法律に定める会計を検査します。会計検査院は、常時会計検査を行い、会計経理を監督し、その適正を期し、かつ、是正を図るとともに、検査の結果により、国の収入支出の決算を確認します。

図表 I-1 国の機構図(令和4年12月末現在)



(注) 会計検査院法においては、検査官に対する身分保障がなされているほか、会計検査に関しては、内閣が制定する政令等によらず会計検査院規則を制定できる権限を与えることにより、会計検査院の独立性を保障しています。さらに、財政法によって国会、裁判所と同様、予算の作成過程における特例が認められ、予算面からも内閣に対する独立性が保障されています。

2 沿革

(1) 創設～大日本帝国憲法下

会計検査院は、明治2(1869)年5月8日、太政官(内閣の前身)のうちの会計官(財務省の前身)の一部局として設けられた監督司を前身とし、その後、検査寮、検査局と名称の変遷を経て、明治13年3月5日太政官達第18号「今般太政官中会計検査院ヲ設置シ大蔵省中検査局相廃シ候条此旨相達候事」によって太政官に直属する財政監督機関として誕生しました。その後、明治22(1889)年2月11日、大日本帝国憲法が公布され、同年5月10日に会計検査院法が公布されると、会計検査院は、憲法に定められた機関として、以後58年間、天皇に直属する独立の官庁として財政監督を行ってきました。

年 月 日	事 項
明治13(1880)年 3月 5日	太政官達第18号 会計検査院設置
明治22(1889)年 2月11日	大日本帝国憲法発布
明治22(1889)年 5月10日	会計検査院法公布

(2) 日本国憲法下

昭和22(1947)年5月3日、日本国憲法が施行され、これに併せて現行の会計検査院法が施行されました。会計検査院は、憲法上の機関として、内閣に対し独立の地位を有するものとされました。大日本帝国憲法下の会計検査院法との主な相違点としては、国会との関係が緊密になったこと、検査の対象が拡充されたこと、検査の結果を直ちに行政に反映させる方法が定められたことがあります。

平成9(1997)年12月19日には国会法等の一部を改正する法律が公布され、平成10(1998)年1月12日に施行されました。これにより会計検査院法が改正され、国会から検査の要請があった事項の検査を行い、その結果を国会に報告できる制度が創設されました。

また、平成17(2005)年11月7日には会計検査院法の一部を改正する法律が公布され、同日に施行されました。主な改正点は、検査の対象が拡大されたこと、実地検査等に応じる義務が明記されたこと、国会等への随時報告の制度が創設されたことです。

年 月 日	事 項
昭和22(1947)年 5月 3日	日本国憲法施行 会計検査院法施行
平成10(1998)年 1月12日	国会法等の一部を改正する法律施行 (同法により会計検査院法が改正)
平成17(2005)年11月 7日	会計検査院法の一部を改正する法律施行

§ 2 組 織

会計検査院は、意思決定を行う検査官会議と検査を実施する事務総局で組織されています。

1 検査官会議

検査官会議は3人の検査官で構成されています。検査官は衆・参両議院の同意を経て内閣が任命し、天皇がこれを認証します。任期は7年(令和5年4月以降は原則として5年)で、検査の独立性を確保するために、在任中その身分が保障されています。検査官会議が意思決定を行う際に議長を務めるのは会計検査院長で、院長は検査官の互選に基づいて内閣が任命します。

検査官会議は、事務総局を指揮監督し、会計検査院規則の制定、検査報告に掲記する事項の議決、検査を受けるものの決定、職員の任免等、重要事項の意思決定を行います。



検査官会議(左から岡村肇検査官、森田祐司会計検査院長、田中弥生検査官)

2 事務総局

事務総局は、検査官会議の指揮監督の下に、会計検査を実施する機関で、事務総長官房と五つの局から構成されています。これら五つの局には、合計41の課等が置かれていて、各府省等が所管している一般会計や特別会計のほか、政府関係機関その他の国の出資法人等の検査に当たっています。また、事務総長官房は総務、人事、会計等の庶務を行うほか、検査事務と性格の異なる審査(後掲29ページ表中「④審査」参照)の事務にも従事しています。

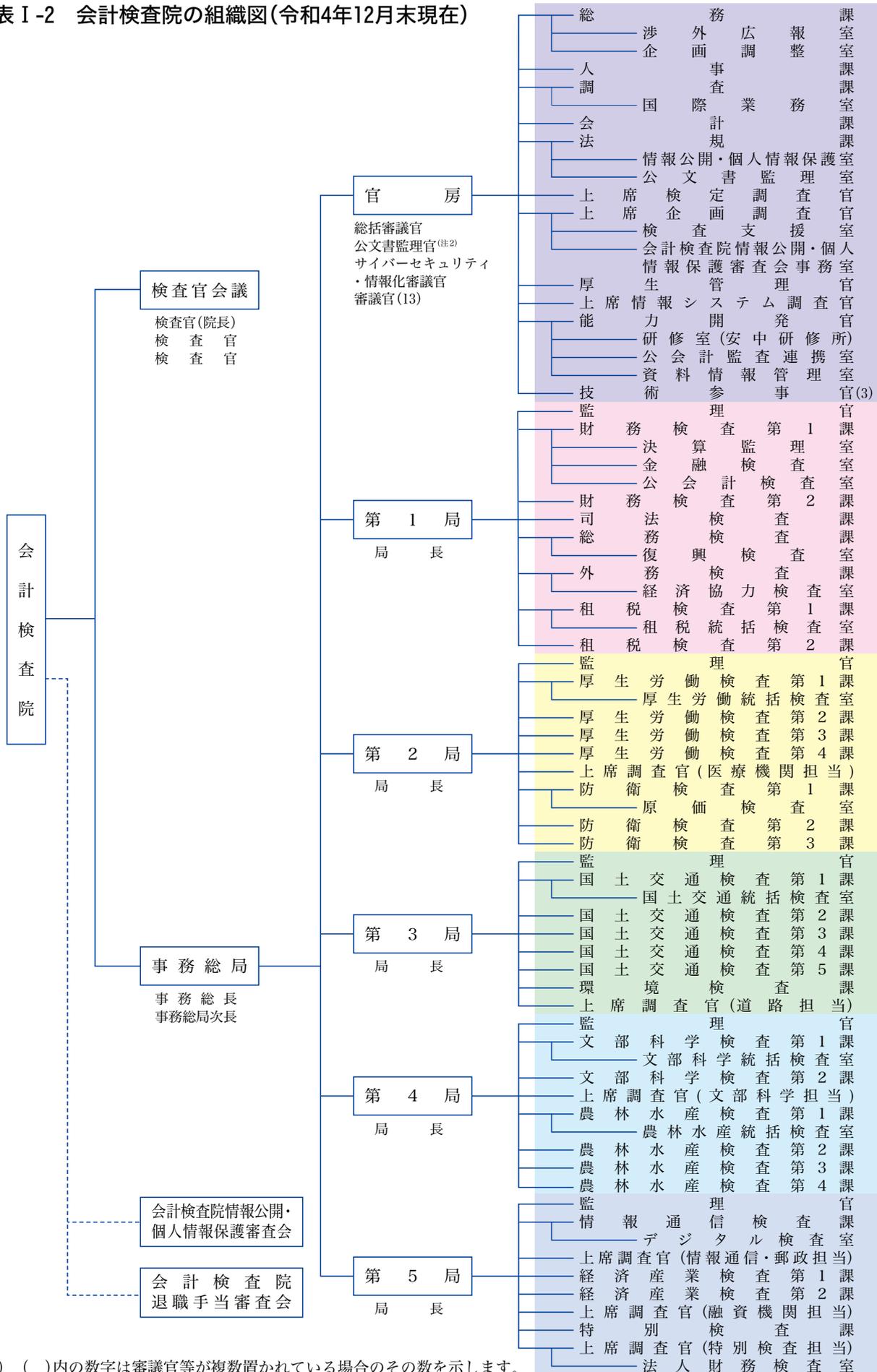
3 職員及び研修

(1) 職員

事務総局の職員は、1,251人(令和4年度定員)であり、これらの者の多くは調査官又は調査官補として所属検査課で在庁検査と実地検査に従事しています。その職務を遂行するに当たっては、検査対象機関の業務内容はもとより、広く法律、財政、経済、電気、情報通信、機械、土木、建築等に関する知識、技能が必要とされます。

また、事務総局の定員は、行政機関の職員の定員に関する法律の枠外で会計検査院独自に定めることになっています。これは、前述の検査官の身分保障と相まって、会計検査院の人事面における独立性を裏付けるものです。

図表 I-2 会計検査院の組織図(令和4年12月末現在)



(注1) ()内の数字は審議官等が複数置かれている場合のその数を示します。
 (注2) 公文書監理官は関係のある他の職を占める者をもって充てています。

(2) 研修

会計検査院は、職員に対して、階層別の研修として、①新規採用職員を対象に会計検査業務に必要な法令や制度、簿記、土木、建築、情報技術等を含む、検査業務を行うための基礎知識を習得させる研修、②調査官補を対象に検査報告の掲記事項を中心に事例研究を行うなど実践的な検査技法を習得させ、検査能力の向上を図る研修、③新任調査官を対象に工事や企業会計等の各分野の専門知識を学習させ検査技術の充実に図る研修等を実施しています。さらに、④一定の年数を経過した調査官等を対象に新たな専門知識を付与し、会計検査をめぐる動向等に対応した検査報告作成能力の向上を図るなど、高度な会計検査技術を習得させるなどの研修や、⑤新任の監督者、管理者を対象に、必要なマネジメント能力を付与するための研修等を実施しています。

また、階層によらない研修として、希望する職員を対象に、決算・財務分析等に必要な知識を付与するための研修、検査報告事務を担当した職員から報告内容の詳細及び検査報告に至るまでの経緯等を集中的に学ぶことで多様な検査技法を習得させるための研修等を実施しています。

これらの研修は、主に群馬県安中市に所在する会計検査院の合宿研修施設(安中研修所)で行われています。また、安中研修所には工事検査実習施設があり、各種の実物大構造物モデルを用いた実践的な研修も行われています。

上記のほか、税務大学校、国内外の大学院等外部の機関へ職員を派遣し、検査業務等に関連する知識等を習得させる委託研修があります。

また、会計検査院では、検査を受ける各府省や団体の職員の能力向上に寄与するため、各府省、政府関係機関や独立行政法人等国の出資法人及び都道府県等地方公共団体の会計事務職員や内部監査職員を対象として、会計関係の法令実務や監査技法等の講習会を安中研修所において年間6コースを開催しています(後掲27ページ「内部監査業務講習会、会計職員事務講習会等」参照)。

会計検査院による外部チェックと、これらの講習会の開催により充実強化された各府省等の内部監査等が、言わば車の両輪のごとく機能することにより、予算執行の適正化を推進することができるようになります。



会計検査院安中研修所



実物大構造物モデル(橋りょうモデル)

4 経費

会計検査院の令和3年度歳出予算現額は166億3760万円(当初予算額168億3564万円)で、これに対する支出済歳出額は155億8069万円です。

支出済歳出額の内訳は以下のとおりです。

- ・会計検査院の運営に要した経費
(会計検査に従事する職員等の人件費及び庁舎の維持管理経費等) 140億2844万円
- ・会計検査業務に要した経費
(実地検査等のための旅費及び検査活動を行うための情報システム経費並びに検査活動に資する研究及び検査能力向上のための研修経費等) 14億8629万円
- ・会計検査院の施設整備に要した経費 6596万円

なお、会計検査院の予算は、国会、裁判所の予算と同様、予算の作成過程における特例^(注)が認められており、内閣に対する独立性を予算面からも保障しています。

(注) 財政法第19条 内閣は、国会、裁判所及び会計検査院の歳出見積を減額した場合には、国会、裁判所又は会計検査院の送付に係る歳出見積について、その詳細を歳入歳出予算に附記するとともに、国会が、国会、裁判所又は会計検査院に係る歳出額を修正する場合における必要な財源についても明記しなければならない。

§ 3 検査業務

1 検査の目的

(1) 会計経理の監督

会計検査院は、会計検査院法の規定に基づき、常時会計検査を行い、会計経理を監督し、その適正を期し、かつ是正を図ることになっています。そして、不適切又は不合理な会計経理等を発見したときは、単にこれを指摘するだけでなく、原因を究明してその是正や改善を促すという積極的な機能を果たしています。このため、会計検査院には、会計経理に関し法令に違反し又は不当と認める事項や、法令、制度又は行政に関し改善を必要と認める事項について、意見を表示し又は処置を要求する権限が与えられています。

(2) 決算の確認

会計検査院の検査のもう一つの目的は、決算の確認です。会計検査院は、検査の結果によって国の収入支出の決算を確認することになっています。決算の確認とは、決算の計数の正確性と、決算の内容をなす会計経理の妥当性を検査判定して、検査を了したことを表明することです。

内閣は、会計検査院の検査を経た決算を国会に提出することとなっていますが、会計検査院が決算の確認という公的な意思表示をすることによって、内閣は決算を国会に提出できることとなります。

2 検査の対象

会計検査院の検査を必要とするものは、次のとおりとされています。

- ① 一般会計及び特別会計の毎月の収入支出をはじめ、現金、物品、国有財産、債権、債務等の国の会計
 - ② 国が資本金の2分の1以上を出資している政府関係機関、事業団、独立行政法人、国立大学法人等の会計
 - ③ 日本放送協会の会計
- また、会計検査院は、必要と認めるとき又は内閣の請求があるときは、次に掲げる会計経理の検査をすることができます。
- ④ 国が資本金の一部を出資しているもの(例 中部国際空港株式会社)の会計
 - ⑤ 国が資本金を出資したものが更に出資しているもの(例 北海道旅客鉄道株式会社)の会計
 - ⑥ 国が借入金の元金又は利子の支払を保証しているものの会計
 - ⑦ 国が直接・間接に補助金その他の財政援助を与えた都道府県、市町村、各種組合、学校法人等の会計
 - ⑧ 国若しくは国が資本金の2分の1以上を出資している法人(国等)の工事その他の役務の請負人若しくは事務や業務の受託者又は国等に対する物品の納入者のその契約に関する会計 など

令和4年次(3年10月から4年9月まで)に次に掲げる会計を検査しました。

- ① 毎月の収入支出をはじめ、現金、物品、国有財産、債権、債務等全ての分野の国の会計
 - ② 国が資本金の2分の1以上を出資している210法人の会計
 - ③ 法律により特に会計検査院の検査に付するものと定められた1法人の会計
 - ④ 国が資本金の一部を出資しているもののうち9法人の会計
 - ⑤ 国が資本金を出資したものが更に出資しているもののうち15法人の会計
 - ⑥ 国が借入金の元金又は利子の支払を保証しているもののうち3法人の会計
 - ⑦ 国が補助金その他の財政援助を直接又は間接に与えた都道府県、市町村、各種組合、学校法人等のうち5,570団体等の会計
 - ⑧ 国等の工事その他の役務の請負人若しくは事務若しくは業務の受託者又は国等に対する物品の納入者のその契約に関する会計のうち184法人等の国等との契約に関する会計
- このうち、②から⑥までの明細は次のとおりです。

図表 I -3 令和4年次に検査対象とした各種団体

区 分	団 体 名		
国が資本金の2分の1以上を出資している210法人	(政府関係機関 4)		
	沖縄振興開発金融公庫	株式会社日本政策金融公庫	株式会社国際協力銀行
	独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門		
	(事業団等 35)		
	日本私立学校振興・共済事業団	日 本 銀 行	日 本 中 央 競 馬 会
	預 金 保 険 機 構	東京地下鉄株式会社	中間貯蔵・環境安全事業株式会社
	成田国際空港株式会社	東日本高速道路株式会社	中日本高速道路株式会社
	西日本高速道路株式会社	本州四国連絡高速道路株式会社	日本司法支援センター
	全国健康保険協会	株式会社日本政策投資銀行	輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社
	株式会社産業革新投資機構	日 本 年 金 機 構	原子力損害賠償・廃炉等支援機構
	農水産業協同組合貯金保険機構	新関西国際空港株式会社	株式会社農林漁業成長産業化支援機構
	株式会社民間資金等活用事業推進機構	株式会社海外需要開拓支援機構	株式会社海外交通・都市開発事業支援機構
	横浜川崎国際港湾株式会社	外国人技能実習機構	株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構
	株式会社日本貿易保険		
以上のほか、清算中のものなどが7団体あります。			

区分	団 体 名		
国が資本金の2分の1以上を出資している210法人	(独立行政法人 ^{注2)} 83)		
	国立公文書館 国立特別支援教育総合研究所	情報通信研究機構 大学入試センター	酒類総合研究所 国立青少年教育振興機構
	国立女性教育会館 防災科学技術研究所 国立文化財機構	国立科学博物館 量子科学技術研究開発機構 農林水産消費安全技術センター	物質・材料研究機構 国立美術館 家畜改良センター
	農業・食品産業技術総合研究機構	国際農林水産業研究センター	森林研究・整備機構
	水産研究・教育機構 土木研究所	産業技術総合研究所 建築研究所	製品評価技術基盤機構 海上・港湾・航空技術研究所
	海技教育機構 教職員支援機構	航空大学校 駐留軍等労働者労務管理機構	国立環境研究所 自動車技術総合機構
	造幣局 農畜産業振興機構 国際協力機構 ^{注1)}	国立印刷局 農林漁業信用基金 国際交流基金	国民生活センター 北方領土問題対策協会 新エネルギー・産業技術総合開発機構
	科学技術振興機構 宇宙航空研究開発機構 高齢・障害・求職者雇用支援機構 労働政策研究・研修機構	日本学術振興会 日本スポーツ振興センター 福祉医療機構 日本貿易振興機構	理化学研究所 日本芸術文化振興会 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 鉄道建設・運輸施設整備支援機構
	国際観光振興機構 空港周辺整備機構	水資源機構 情報処理推進機構	自動車事故対策機構 石油天然ガス・金属鉱物資源機構
	労働者健康安全機構 環境再生保全機構 国立高等専門学校機構 都市再生機構	国立病院機構 日本学生支援機構 大学改革支援・学位授与機構 奄美群島振興開発基金	医薬品医療機器総合機構 海洋研究開発機構 中小企業基盤整備機構 医薬基盤・健康・栄養研究所
	日本高速道路保有・債務返済機構 年金積立金管理運用	日本原子力研究開発機構 住宅金融支援機構	地域医療機能推進機構 郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構
	国立がん研究センター 国立国際医療研究センター	国立循環器病研究センター 国立成育医療研究センター	国立精神・神経医療研究センター 国立長寿医療研究センター
	勤労者退職金共済機構	日本医療研究開発機構	

区 分	団 体 名				
<p>国が資本金の2分の1以上を出資している210法人</p>	<p>(国立大学法人等^{注2)} 89)</p> <p>北海道大学 北海道教育大学^{注3)} 室蘭工業大学 小樽商科大学^{注3)} 帯広畜産大学^{注3)} 旭川医科大学 北見工業大学^{注3)} 弘前大学 岩手大学 東北大学 宮城教育大学 秋田大学 山形大学 福島大学 茨城大学 筑波大学 筑波技術大学 宇都宮大学 群馬大学 埼玉大学 千葉大学 東京大学 東京医科歯科大学 東京外国語大学 東京学芸大学 東京農工大学 東京芸術大学 東京工業大学 東京海洋大学 お茶の水女子大学 電気通信大学 一橋大学 横浜国立大学 新潟大学 長岡技術科学大学 上越教育大学 富山大学 金沢大学 福井大学 山梨大学 信州大学 静岡大学 浜松医科大学 東海国立大学機構 愛知教育大学 名古屋工業大学 豊橋技術科学大学 三重大学 滋賀大学 滋賀医科大学 京都大学 京都教育大学 京都工芸繊維大学 大阪大学 大阪教育大学 兵庫教育大学 神戸大学 奈良教育大学^{注4)} 奈良女子大学^{注4)} 和歌山大学 鳥取大学 島根大学 岡山大学 広島大学 山口大学 徳島大学 鳴門教育大学 香川大学 愛媛大学 高知大学 福岡教育大学 九州大学 九州工業大学 佐賀大学 長崎大学 熊本大学 大分大学 宮崎大学 鹿児島大学 鹿屋体育大学 琉球大学 政策研究大学院大学 総合研究大学院大学 北陸先端科学技術大学院大学 奈良先端科学技術大学院大学</p> <p>大学共同利用機関法人 人間文化研究機構 大学共同利用機関法人 自然科学研究機構 大学共同利用機関法人 高エネルギー加速器研究機構</p> <p>大学共同利用機関法人 情報・システム研究機構</p>				
<p>法律により特に会計検査院の検査に付するものと定められた1法人</p>	<p>日本放送協会</p>				
<p>国が資本金の一部を出資しているもののうち9法人</p>	<p>中部国際空港株式会社 日本電信電話株式会社 首都高速道路株式会社 阪神高速道路株式会社 日本アルコール産業株式会社 株式会社商工組合中央金庫 日本たばこ産業株式会社 阪神国際港湾株式会社 日本郵政株式会社^{注5)}</p>				

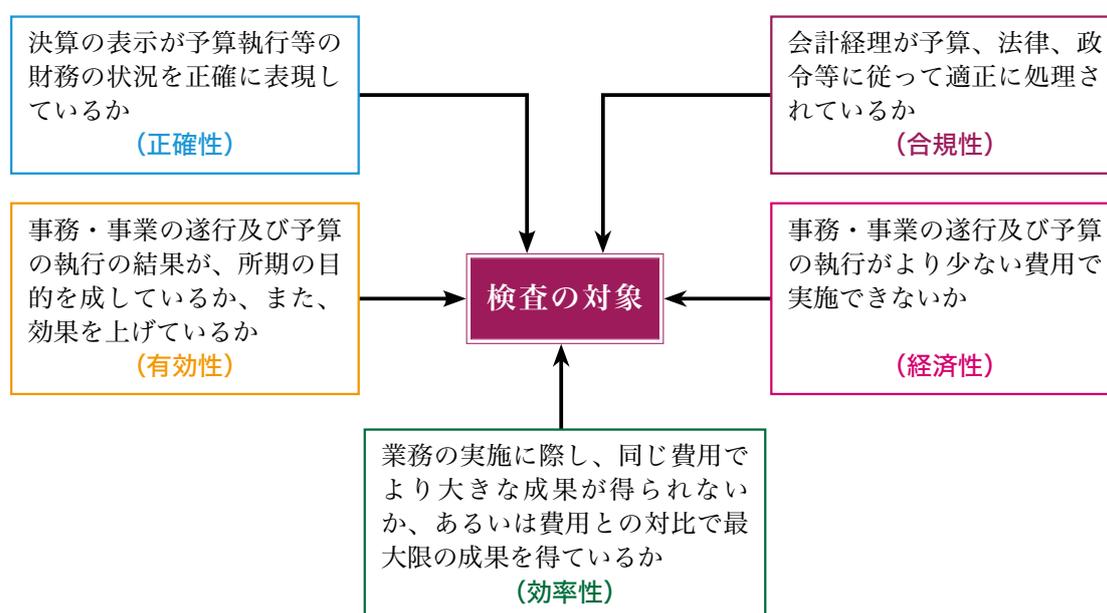
区 分	団 体 名		
国が資本金を出資したものが更に 出資しているもののうち 15法人	北海道旅客鉄道株式会社 東京湾横断道路株式会社 日本郵便株式会社 株式会社整理回収機構 関西国際空港土地保有株式会社	四国旅客鉄道株式会社 東日本電信電話株式会社 株式会社ゆうちょ銀行 株式会社地域経済活性化支援機構 東京電力ホールディングス株式会社	日本貨物鉄道株式会社 西日本電信電話株式会社 株式会社かんぽ生命保険 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構 株式会社 I N C J
国が借入金の元金又は 利子の支払を保証して いるもののうち3法人	一般財団法人民間都市 開発推進機構	独立行政法人農業者年 金基金	地方公共団体金融機構

- 注(1) 「国が資本金の2分の1以上を出資している法人の会計」の総数においては、「独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門」を「独立行政法人国際協力機構」に含めています。
- 注(2) 各団体の名称中「独立行政法人」「国立研究開発法人」及び「国立大学法人」については、記載を省略しています。
- 注(3) 「国立大学法人小樽商科大学」及び「国立大学法人北見工業大学」は令和4年4月1日に解散して、両団体の権利及び義務は、同日に「国立大学法人帯広畜産大学」から移行した「国立大学法人北海道国立大学機構」に承継されました。
- 注(4) 「国立大学法人奈良教育大学」は4年4月1日に解散して、同団体の権利及び義務は、同日に「国立大学法人奈良女子大学」から移行した「国立大学法人奈良国立大学機構」に承継されました。
- 注(5) 「日本郵政株式会社」は、従来国が資本金の2分の1以上を出資している団体でしたが、3年10月29日に、国が保有する株式を売却したことにより、国が資本金の一部を出資している団体となりました。

3 検査の観点

会計検査院は、①決算の表示が予算執行等の財務の状況を正確に表現しているか(正確性)、②会計経理が予算、法律、政令等に従って適正に処理されているか(合規性)、③事務・事業の遂行及び予算の執行がより少ない費用で実施できないか(経済性)、④業務の実施に際し、同じ費用でより大きな成果が得られないか、あるいは費用との対比で最大限の成果を得ているか(効率性)、⑤事務・事業の遂行及び予算の執行の結果が、所期の目的を達成しているか、また、効果を上げているか(有効性)等といった観点から検査を行っています。

図表 I-4 検査の観点



これらの観点について具体的に述べれば、例えば次のとおりです。

(正確性)

- ・ 収入支出や収益費用の実績あるいは所有する財産や物品は、会計法令や会計原則に従って漏れなく正確に決算書や財務諸表等に計上表示されているか

(合規性)

- ・ 租税の徴収に当たり、関係法令の適用に誤りはないか、税額の計算の基礎となる所得額等の把握は的確か、徴収額の計算に誤りはないか
- ・ 工事が設計どおりに施工されているか
- ・ 補助の対象とならないものに補助金を交付していないか

(経済性)

- ・ 膨大な年金給付に関するデータ処理や支払等の業務は、経済的に行われているか
- ・ 建造物の設計や積算が、不経済なものとなっていないか
- ・ 物品の調達契約や業務の委託契約が経済的な仕様、単価を定めたものとなっているか

(効率性)

- ・ 国の特別会計や政府出資法人の事務・事業は、設立の目的に沿って企業的経営の見地から効率

的に運営されているか

- ・保険料の徴収が、徴収に必要な情報やデータを活用して効率的に行われているか

(有効性)

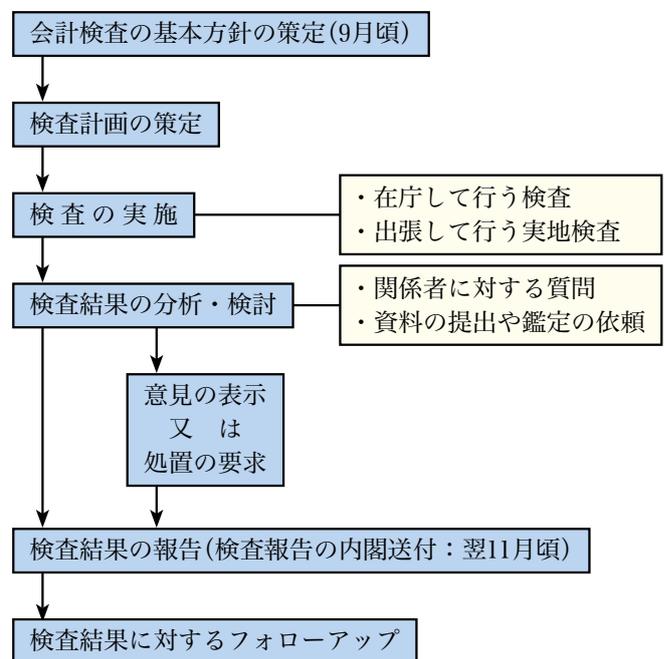
- ・福祉関係の補助金や雇用関係の給付金が、意図したように福祉サービスの充実や雇用の安定に結び付いているか
- ・社会経済の実態とかい離し、当初の目的の意義が薄れて事業・制度を継続することに疑問があるものはないか
- ・補助の対象となった施設や基金等が良好に運営され、補助目的を達成しているか

4 検査の運営

図表 I-5 検査の運営

検査は右図のような流れで進められ、「会計検査の基本方針の策定」及びこれに基づく「検査計画の策定」から「検査結果の報告」までのサイクルとなります。

なお、検査報告に掲記した事項のうち、不適切又は不合理な事態として指摘した事項等については、その後の会計検査で、不適切な事態等の是正措置状況及び再発防止措置の状況等を的確にフォローアップすることで、検査の結果の実効性を高めています。



(1) 検査の計画

会計検査院として、限られた人員でより良い検査成果を上げるためには、効率的かつ効果的な検査を行うことが重要です。そして、そのためには、的確な計画の策定が必要です。

したがって、毎年、検査報告を内閣に送付して当年の検査業務が一段落する時期に、次の一年間に行う検査のための計画の策定を行っています。

その手続については、まず、会計検査院全体の「会計検査の基本方針」を策定し、これに基づいて、各課ごとの検査計画を作成することになっています。

ア 会計検査の基本方針の策定

会計検査院は、検査年次ごとに、会計検査業務の基本的な統制を図るため、会計検査の際に重点を置く施策の分野等を示した会計検査の基本方針を定めています。

令和4年次(3年10月から4年9月まで)の会計検査の基本方針は、以下のとおりです。

令和4年次会計検査の基本方針(令和3年9月7日策定)

会計検査院は、令和4年次の検査(検査実施期間 3年10月から4年9月まで)に当たって、社会経済の動向等を踏まえつつ、会計検査をより効率的かつ効果的に行い、会計検査院に課された使命を的確に果たすために、令和4年次会計検査の基本方針を次のとおり定める。

1 会計検査院の使命

会計検査院は、内閣に対し独立の地位を有する憲法上の機関として、次の使命を有している。

会計検査院は、国の収入支出の決算を全て毎年検査するほか、法律に定める会計の検査を行う。

会計検査院は、常時会計検査を行い、会計経理を監督し、その適正を期し、かつ、是正を図るとともに、検査の結果により、国の収入支出の決算を確認する。

会計検査院は、検査報告を作成し、これを内閣に送付する。この検査報告は、国の収入支出の決算とともに国会に提出される。

2 社会経済の動向等と会計検査院をめぐる状況

近年、我が国の社会経済は、今後本格化する人口減少、少子高齢化に伴う社会保障費の増大、潜在成長力の伸び悩み、大規模自然災害の頻発等の難しい課題に直面している。そのような中であって、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、我が国の社会経済に甚大な影響をもたらしており、同感染症への対応が喫緊の課題となっているとともに、デジタル化の遅れ等の課題を顕在化させている。また、東日本大震災(平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。)からの復興が引き続き我が国の課題となっており、行政等にはこうした課題への適切な対応が求められている。

一方、我が国の財政状況をみると、公債残高は、連年の公債発行により増加の一途をたどる中、新型コロナウイルス感染症対策を実施するなどのための公債発行もあって、令和3年度末には約990兆円に達すると見込まれており、3年度一般会計予算における公債依存度は約41%、公債償還等に要する国債費の一般会計歳出に占める割合は約22%となっていて、財政健全化が課題となっている。このような中で、政府は、経済・財政の一体的な改革を引き続き推進するなどの取組を通じて、7年度の国・地方を合わせた基礎的財政収支の黒字化等を目指すという財政健全化目標の達成等を目指す(ただし、新型コロナウイルス感染症でいまだ不安定な経済財政状況を踏まえ、3年度内に、同感染症の経済財政への影響の検証を行い、その検証結果を踏まえ、目標年度を再確認する。)としている。

また、国会においては、国会による財政統制を充実し強化する観点から、予算の執行結果を把握して次の予算に反映させることの重要性等が議論されている。会計検査院は、国会から内閣に対して決算の早期提出が要請されたことも踏まえて、検査報告の内閣への送付を早期化しており、これにより国会における決算審査の早期化に資するとともに、検査結果の予算への一層の反映が可能となっている。

このように財政健全化が課題となっており、また、予算の執行結果等の厳格な評価・検証、国民への説明責任を果たしていくことなどが重視されている。さらに、新型コロナウイルス感染症対策に関する各種の施策の実施のために多額の国費が投入されるなどしており、行財政についての説明責任に対する国民の関心は一層高まってきている。こうした中で、予算の執行について検査を行い、行財政に関する国民への問題提起等も含め、検査の結果を報告する会計検査院の役割は一層重要となっている。

3 会計検査の基本方針

会計検査院は、従来、社会経済の動向等を踏まえて国民の期待に応える検査に努めてきたと

ころであるが、以上のような状況の下で今後ともその使命を的確に果たすために、国民の関心の所在に十分留意して、厳正かつ公正な職務の執行に努めることはもとより、検査業務の質の維持・向上に努め、次に掲げる方針で検査に取り組む。

(1) 重点的な検査

我が国の社会経済の動向や財政の現状を十分踏まえて、主として次に掲げる施策の分野に重点を置いて検査を行う。

- ・ 社会保障
- ・ 教育及び科学技術
- ・ 公共事業
- ・ 防衛
- ・ 農林水産業
- ・ 環境及びエネルギー
- ・ 経済協力
- ・ 中小企業
- ・ 情報通信(IT)

また、新型コロナウイルス感染症対策に関する各種の施策については、感染拡大の防止、医療提供体制の確保、雇用の維持や事業の継続等のために一定期間に多額の国費が投入されていることなどを踏まえて、各事業等の進捗状況等に応じて適時適切に検査を行う。検査に当たっては、各事業等の実施に緊急性が求められていることに留意するとともに、政府の取組方針や動向等を注視しつつ、状況に応じて機動的、弾力的に対応する。

なお、これら以外の分野等の施策についても、国民の関心等に留意しつつ、適時適切に検査を行う。

(2) 多角的な観点からの検査

不正不当な事態に対する検査を行うことはもとより、事務・事業の業績に対する検査を行っていく。そして、必要な場合には、制度そのものの要否も視野に入れて検査を行っていく。

検査を行う際の観点は、次のとおりである。

- ア 決算の表示が予算執行等の財務の状況を正確に表現しているかという正確性の観点
- イ 会計経理が予算、法律、政令等に従って適正に処理されているかという合規性の観点
- ウ 事務・事業の遂行及び予算の執行がより少ない費用で実施できないかという経済性の観点
- エ 同じ費用でより大きな成果が得られないか、あるいは費用との対比で最大限の成果を得ているかという効率性の観点
- オ 事務・事業の遂行及び予算の執行の結果が、所期の目的を達成しているか、また、効果を上げているかという有効性の観点
- カ その他会計検査上必要な観点

これらのうち正確性及び合規性の観点からの検査については、なお多くの不適切な事態が見受けられていることを踏まえて、引き続きこれを十分行う。その際には、一部の府省等において不正不当な事態が見受けられたことも踏まえて、特に基本的な会計経理について重点的に検査を行う。また、入札・契約の競争性及び透明性にも十分留意して検査を行う。

経済性、効率性及び有効性の観点からの検査については、近年の厳しい財政状況にも鑑みて、これを重視していく。特に有効性の観点から、事務・事業や予算執行の効果について積極的に取り上げるように努め、その際には、検査対象機関が自ら行う政策評価や効率のかつ効果的な事務・事業の実施のために政府が行う各種の取組等の状況についても留意して検査を行う。また、国等が保有している資産、補助金等によって造成された基金等の状況についても留意して検査を行う。

そして、事務・事業の遂行及び予算の執行に問題がある場合には、原因の究明を徹底して行い、制度そのものの要否も含めて改善の方策について検討する。

このほか、行財政の透明性、説明責任の向上や事業運営の改善に資するなどのために、国の財政状況、財政健全化に向けた取組、特別会計や独立行政法人等の財務状況について、国や法人の決算等に基づき分析を行うなどして検査の充実を図る。その際、企業会計の慣行を参考として作成される特別会計財務書類等の公会計に関する情報の活用にも留意する。

(3) 内部統制の状況に対応した取組

検査対象機関における内部監査、内部牽制等の内部統制の状況は、会計経理の適正性の確保等に影響を与えることから、検査に際してはその実効性に十分留意する。また、内部統制が十分機能して会計経理の適正性の確保等が図られるように、必要に応じて内部統制の改善を求めるなど適切な取組を行う。

(4) 検査のフォローアップ

検査において不適切、不合理等とした会計経理の是正やその再発防止が確実に図られるなど、検査の結果が予算の編成・執行や事業運営等に的確に反映され実効あるものとなるように、その後の是正改善等の状況を継続的にフォローアップする。

また、検査報告において指摘した不適切な事態に関しては、他の検査対象機関における同種の事態についても是正が図られるように必要な検査を行うなど適切に取り組む。

(5) 国会との連携

検査に当たっては、国会における審議の状況に常に留意する。そして、国会法第105条の規定に基づく会計検査院に対する検査要請に係る事項の検査に当たっては、国会における審査又は調査に資するものとなるように、要請の趣旨を十分踏まえて必要な調査内容を盛り込むなどの的確な検査に努める。また、国会における決算審査の充実には資するために、検査結果を適時に報告するよう、引き続き国会及び内閣に対する随時の報告を積極的に行うように努める。

(6) 検査能力の向上及び検査業務の効率化

社会経済の複雑化や新型コロナウイルス感染症等による社会環境の変化とそれらに伴う行財政の変化、行政のデジタル化推進の取組等に対応して、新しい検査手法の開発を行うなどして検査能力の向上及び検査業務の効率化を図り、検査を充実させていく。

すなわち、検査手法や検査領域を多様化するための会計検査をめぐる国際的な動向を含めた調査研究、専門分野の検査に対応できる人材の育成や民間の実務経験者、専門家等の活用、リモートによる検査手法の活用を始め検査業務におけるITの一層の活用等により、検査対象機関の事務・事業の全般について検査の一層の充実を図る。

また、業務の効率化等を通じて、あらゆる職員が活躍できる職場環境の整備を推進し、人材の確保・育成、ひいては検査能力の維持・向上に資するよう努める。

4 的確な検査計画の策定

本基本方針に基づき、会計検査をより効率的かつ効果的に行い、会計検査院に課された使命を果たすために、的確な検査計画を策定して、これにより計画的に検査を行う。

検査計画には、検査対象機関並びに施策及び事務・事業の予算等の規模や内容、内部統制の状況、過去の検査の状況や結果等を十分勘案して、検査に当たって重点的に取り組むべき事項を検査上の重点項目として設定する。その際、複数の府省等により横断的に実施されている施策又は複数の府省等に共通し若しくは関連する事項に対しては、必要に応じて横断的な検査を行うこととする。

そして、検査に当たっては、検査の進行状況により、また、国民の関心の所在等にも留意しつつ、検査計画を必要に応じて見直すなど機動的、弾力的に対応して、検査の拡充強化を図る。なお、新型コロナウイルス感染症による検査対象機関への影響等に適切に配慮する。

イ 検査計画の策定

会計検査院は、上記の会計検査の基本方針に基づき、毎年次、検査計画を策定しています。検査計画の策定に当たっては、検査対象機関の事業内容、予算規模、内部統制の状況、過去の検査状況、社会経済情勢、国会での審議、報道等を十分に分析検討した上で、会計検査に当たって重点的に取り組むべき事項を設定し、それに対する検査のテーマ、勢力配分などが決められます。

(2) 検査の実施

検査対象機関に対する検査の方法は、在庁して行う検査及び出張して行う実地検査です。

ア 在庁して行う検査(在庁検査)

会計検査院は、次のような方法等により、在庁して常時検査しています。

- ① 検査対象機関から、会計検査院の定める計算証明規則により、当該機関で行った会計経理の実績を計数的に表示した計算書、その裏付けとなる各種の契約書、請求書、領収証書等の証拠書類等を提出させてその内容を確認するなどの方法
- ② 検査対象機関から、その事務、事業等の実施状況等に関する資料やデータ等の提出を求めてその内容を確認したり、情報通信システムを活用して関係者から説明を聴取したりするなどの方法

証拠書類等については、紙媒体により提出されるもののほか、近年では、会計事務の電子化の進展に伴うシステムの整備等により、電子情報処理組織の使用(オンライン)又は電磁的記録媒体により提出されるものも増えており、これらの書類等について検査しています。

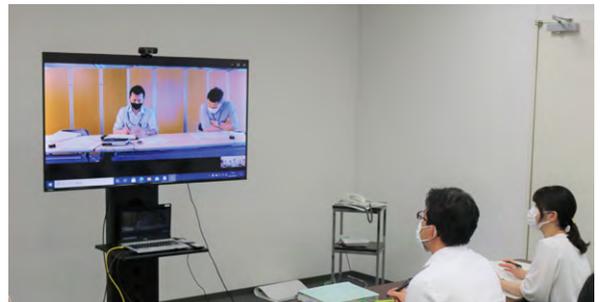
イ 出張して行う実地検査

会計検査院は、府省や団体等の本部や支部、あるいは工事等の事業が実際に行われている場所に職員を派遣して実地に検査を行っています。また、国から財政援助を受けて種々の事業を実施している地方公共団体等についても、国が交付した補助金等が適正に使われているかどうかを実地に検査しています。

実地検査を行う箇所は、検査計画で決められた重点項目や勢力配分、在庁検査の結果、これまでの検査頻度・実績、国会の審議、マスコミや国民からの情報等を考慮して選定されます。



庁舎内の書庫に保管されている証拠書類



Web会議システムを用いた説明の聴取



実地検査風景

(新型コロナウイルス感染拡大前に撮影)

実地検査では、派遣先の事務所内で、関係帳簿や会計検査院に証拠書類等として提出されない書類等について検査するほか、担当者や関係者から意見や説明を聞き、また、財産の管理や機能の実態を調査したり、工事の出来栄を実地に確認したりします。

検査報告に掲記されて国会に報告される事項の大部分は、この実地検査によって明らかになったもので、会計検査上極めて重要な検査方法です。

なお、法律により、会計検査院による実地の検査を受けるもの、また、会計検査院から帳簿、書類その他の資料若しくは報告の提出の求めを受け、又は質問され若しくは出頭の求めを受けたものは、これに応じなければなりません。

4年次の実地検査の実施率を検査上の重要性に応じてみると次のとおりとなっています。

(ア) 本省、本社等の中央機関、地方ブロックごとに設置されている主要な地方出先機関等の検査上重要な箇所4,476か所の実地検査の実施率は35.8%となっています。

(イ) その他の地方出先機関等で、検査上の重要性が(ア)に準ずる箇所6,663か所の実地検査の実施率は10.2%となっています。

そして、これらを合わせた計11,139か所についての**実施率は20.5%**となっています。

区 分	検査対象 箇所数(A)	実地検査実施 箇所数(B)	実地検査の実施率 (B/A) (%)
(ア) 本省、本社、主要な地方出先機関等	4,476	1,604	35.8
(イ) その他の地方出先機関等	6,663	685	10.2
計	11,139	2,289	20.5

(注) (ア)及び(イ)以外の箇所(郵便局、駅等)は、20,393か所のうち44か所において実地検査を実施しており、これらを含めた実施率は7.3%となっています。

なお、3年次に引き続き、4年次の実地検査は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止への対応等として、同感染症による検査対象機関への影響等に配慮して実施しました。

また、これらの実地検査に要した調査官等の**延べ人日数は約2万4600人日**でした。

(3) 検査結果の分析・検討

実地検査等の結果、不適切ではないかなどと思われる会計経理を発見した場合は、事実関係等の確認はもちろんのこと、発生原因や改善のための方策について十分な検討が行われますが、事態を究明する方策として、次のようなことを行っています。

ア 関係者に対する質問

実地検査等の結果、不適切又は不合理ではないかなどと思われる会計経理については、責任者に対して質問をしています。

この質問は、事実関係や事実認識の確認、疑問点の解明等のため行うもので、当該会計経理の概要、疑問点、検査過程における所見とその理由等が記述されています。

そして、検査対象機関の書面による説明を求めて事態を究明しています。**3年10月から4年9月までに発した質問は約500事項**でした。

イ 資料提出・鑑定の依頼

高度な技術的内容を含む事柄については、会計検査院職員の検討だけでは、判断が下しきれないケースがあります。このような場合、第三者的な専門機関や専門家の知識、技術による判

定を依頼し、その結果を参考にして判断を下すことになります。

実地検査等の結果の分析・検討を経て事態が究明され、その結果、不適切又は不合理な事態であるなどと判断された事案については、それに対して意見を表示し又は処置を要求し、あるいは、法令、予算に違反し又は不当と認めた事項等として検査報告に掲記することになります。

(4) 意見の表示又は処置の要求

会計検査院は、検査の進行に伴い、会計経理に関し法令に違反し又は不当であると認める事項がある場合には、直ちに、本属長官又は関係者に対し当該会計経理について意見を表示し又は適宜の処置を要求し及びその後の経理について是正改善の処置をさせることができます。

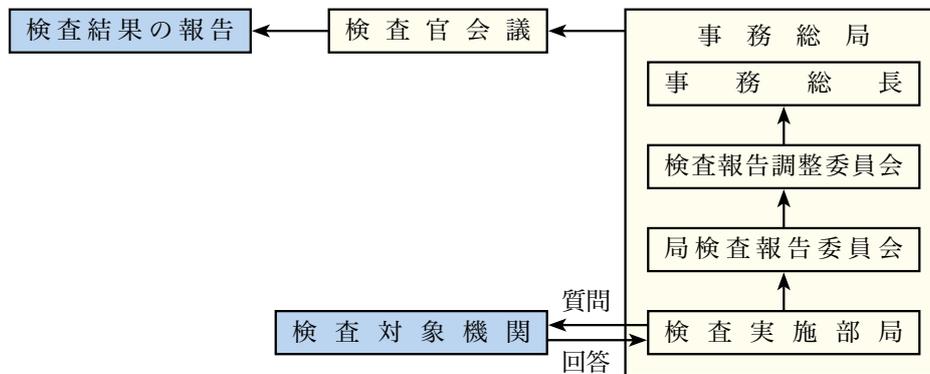
また、検査の結果法令、制度又は行政に関し改善を必要とする事項があると認めるときは、主務官庁その他の責任者に意見を表示し又は改善の処置を要求することができます。

そして、これらは、次の「(5) 検査結果の報告」と同様の審議過程を経て、会計検査院としての結論に達したとき、検査対象機関に対して発せられますが、その事項は、検査報告に「意見を表示し又は処置を要求した事項」として掲記されます。

(5) 検査結果の報告

会計検査院は、その検査結果が公正性と妥当性を確保し、信頼されるものとなるよう、次のとおり慎重な審議過程を経て検査結果を報告しています。

図表 I-6 検査結果の審議



検査結果の報告に当たっては、事務総局内で重層的な審議を行った上で検査官会議の審議に付しています。

事務総局内においては、それぞれの局に「局検査報告委員会」が設けられ、局長が委員長、提案検査課長以外の局内の課長等が委員となり、事務総長官房に「検査報告調整委員会」が設けられ、事務総局次長が委員長、官房の課長等が委員となります。

審議は、多種多様な事案について、①事実関係の解明、②制度の仕組みや法令の適用関係の分析、③過去の経緯と客観情勢の変化との関係の評価、④問題の所在や解決策の検討等、多角的な面から行われます。

「局検査報告委員会」と「検査報告調整委員会」では、事実認定の客観性と判断の妥当性を確保するために、報告等を取りまとめた職員以外の会計検査を担当する職員が第三者的な立場から事案

を審査して、その結果を委員会に報告する「覆審制度」を採用しています。

検査官会議においては、検査結果の報告における掲記の要否、その内容について、検査結果の事実関係や事態の規模、重大性、発生原因、事態の広がり等の各要素を総合的に検討して判断しています。

会計検査院は、「検査報告」「国会及び内閣に対する報告」「国会からの検査要請事項に関する報告」及び「国有財産検査報告」によって検査結果を明らかにしています。

ア 検査報告

検査報告は、憲法の規定により作成され、検査が済んだ決算とともに内閣に送付されて、内閣から国会に提出されます。そして、国会で決算審査を行う場合の重要な資料となるほか、財政当局等の業務執行にも活用されます。また、この検査報告は、国民が予算執行の結果について知ることができる重要な報告文書です。

令和3年度決算検査報告の主な記載事項は次のとおりです。

(ア) 決算の確認

国の収入支出の決算を確認したことなど

(イ) 個別の検査結果

① 不当事項

検査の結果、法律、政令若しくは予算に違反し又は不当と認めた事項

② 意見を表示し又は処置を要求した事項(意見表示・処置要求事項)

会計検査院法第34条又は第36条の規定により関係大臣等に対して意見を表示し又は処置を要求した事項

③ 本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項(処置済事項)

本院が検査において指摘したところ当局において改善の処置を講じた事項

④ 意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

意見表示・処置要求事項について、当局において講じた処置又は講じた処置の状況

⑤ 不当事項に係る是正措置等の検査の結果

会計検査院が既往の検査報告に掲記した不当事項及び処置済事項に関して、当局において執られた是正措置の状況及び処置の履行状況についての検査の結果

(ウ) 国会及び内閣に対する報告並びに国会からの検査要請事項に関する報告等

① 国会及び内閣に対する報告(随時報告)

会計検査院法第30条の2の規定により国会及び内閣に報告した事項の概要

② 国会からの検査要請事項に関する報告

国会法第105条の規定による会計検査の要請を受けて検査した事項について会計検査院法第30条の3の規定により国会に報告した検査の結果の概要

③ 特定検査対象に関する検査状況(特定検査状況)

本院の検査業務のうち、検査報告に掲記する必要があると認めた特定の検査対象に関する検査の状況

④ 国民の関心の高い事項等に関する検査状況

検査報告に掲記する必要があると認めた国民の関心の高い事項等に関する検査の状況

⑤ 特別会計財務書類の検査

特別会計に関する法律第19条第2項の規定による特別会計財務書類の検査の結果の概要

(エ) 会計事務職員に対する検定

現金出納職員、物品管理職員又は予算執行職員が国又は沖縄振興開発金融公庫に損害を与えた場合、これらの職員にその損害について弁償責任があるかどうかの検定に係る状況

イ 国会及び内閣に対する報告(随時報告)

会計検査院は、会計検査院法の規定に基づいて、意見を表示し又は処置を要求した事項その他特に必要と認める事項について、随時、国会及び内閣に報告しています。3年11月から4年10月までの間に、1件の報告を行いました。

ウ 国会からの検査要請事項に関する報告

会計検査院は、国会法の規定に基づいて、国会からの要請があった特定の事項について検査を行ったときは、その検査の結果を、会計検査院法の規定に基づき、国会に報告しています。3年11月から4年10月までの間に、1件の報告を行いました。

エ 国有財産検査報告

会計検査院は、国有財産法の規定に基づき、「国有財産増減及び現在額総計算書」及び「国有財産無償貸付状況総計算書」について検査した結果を記した国有財産検査報告を作成し、内閣に送付しています。

上記のほか、会計検査院は、特別会計に関する法律及び個別の法律に規定された決算に関する書類等について検査を行い、検査を行った旨等を明らかにした通知を決算に関する書類とともに内閣に送付しています。なお、これらの報告等は、内閣から国会へ提出又は報告されます。

(6) 会計検査院の検査効果

会計検査院の検査効果は、毎年度の検査報告における指摘金額(後掲39ページ参照)等にとどまるものではなく以下のような様々なものがあります。

ア 検査結果を活用した内部監査等による是正

会計検査院は、検査対象の全ての会計経理を検査しているわけではなく、指摘金額等は実際に検査した分だけのものです。そして、これらは所要の是正措置が執られますが、そのほかに、検査していない分についても同様の事態があれば、当局においてその事態の是正も図られます。

イ 検査の実施中に行われる指導助言による是正

検査報告に掲記するほどではない軽微な事態についても、実地検査などの検査の過程で指摘したり、指導助言したりして是正又は改善させています。

ウ 波及効果

各府省等が、他の検査対象機関に係る検査報告掲記事項等を参考として、同様の事態の有無を自ら調査して是正する効果や、経理執行等に留意するため同様の事態の発生が未然に防止される効果があります。

エ 牽制効果

検査対象機関にとって、会計検査が行われること自体が相当な牽制となり、違法不当な会計経理が未然に防止される効果が期待されます。

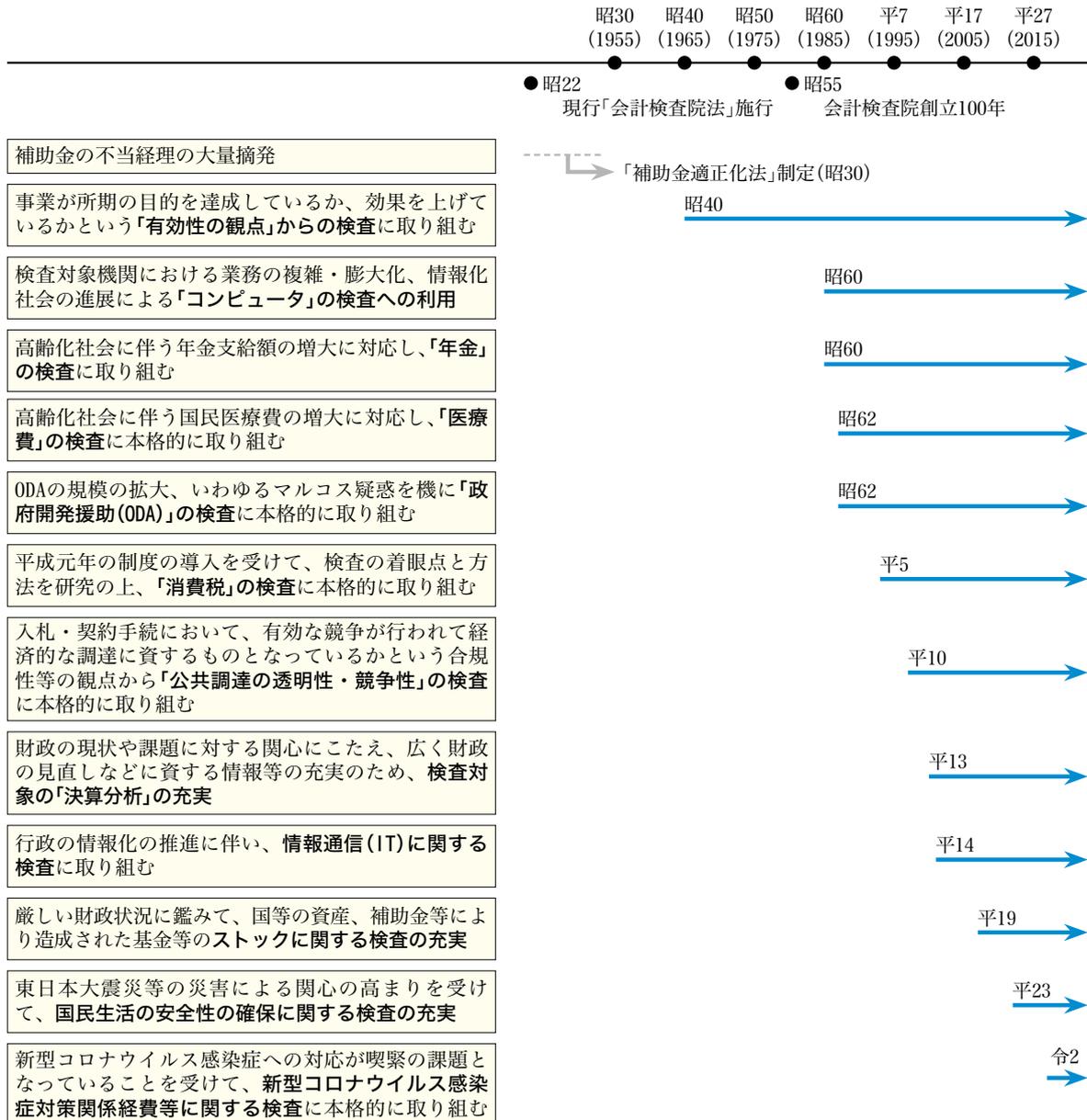
(7) 検査報告掲記事項のフォローアップ

検査結果の報告に掲記した事項のうち、不適切又は不合理な事態として指摘した事項等については、その後の会計検査で的確にフォローアップすることで、検査の結果の実効性を高めています。このうち、「意見を表示し又は処置を要求した事項」については、法律の規定に基づき、その改善のために検査対象機関が執った処置の状況を検査報告に掲記しています。さらに、「不当事項」については是正措置の状況を掲記するとともに、「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」についても改善の処置の履行状況を掲記しています(前掲22ページ(5)ア(イ)④及び⑤)。

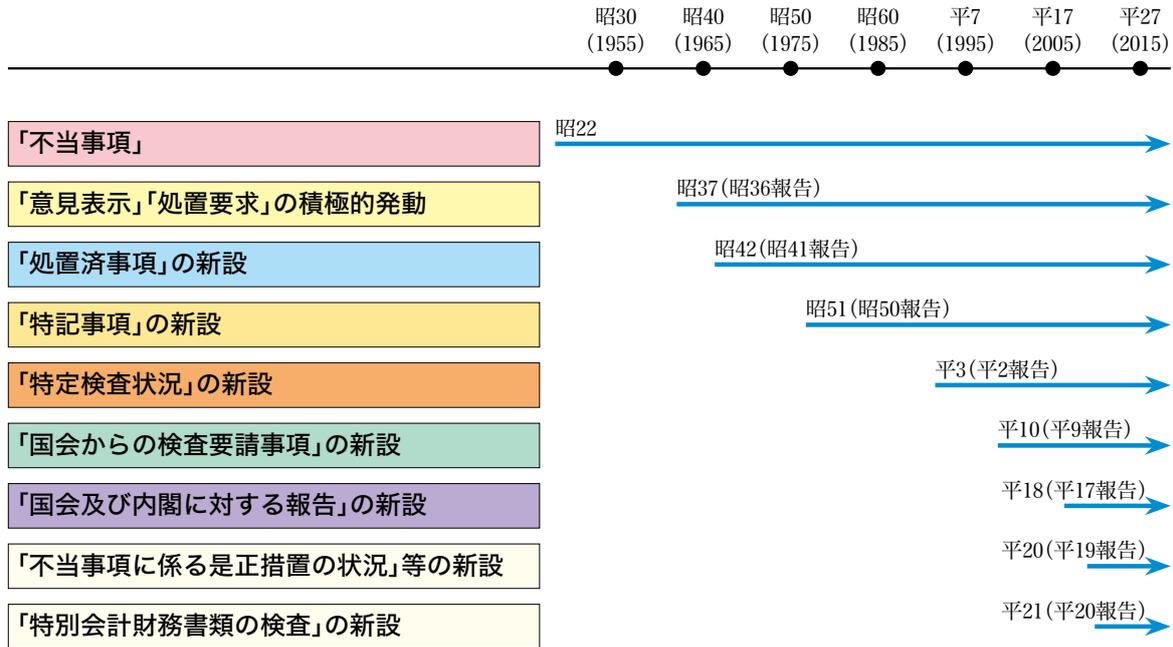
(8) 会計検査院の活動状況

会計検査院では、社会経済情勢の変化や国民の期待に積極的に対応して、検査活動を発展させてきました。そして、これにより数多くの様々な検査成果を上げています。

図表 I-7 検査の領域、観点、手法の拡大充実



図表 I-8 検査報告掲記事項の拡大充実



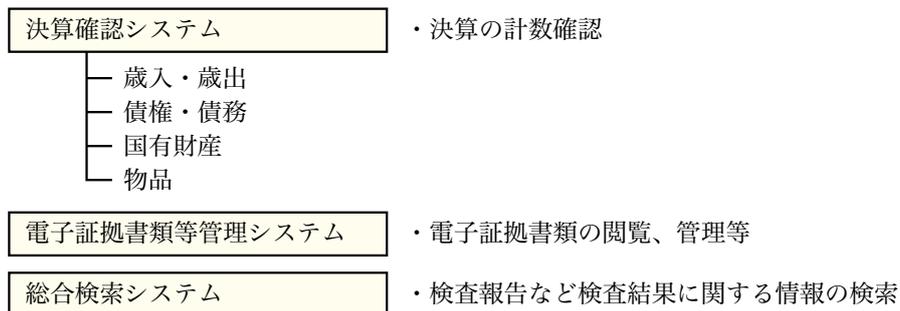
(9) IT化の取組

会計検査院は、検査業務を充実強化するため、「会計検査情報システム」を開発し、決算の確認や検査に関する各種の情報や資料の管理を行っています。

また、ITを活用して、検査に関する各種データの集計・分析等の処理を行い、検査の着眼点の発見や検査対象箇所を選定等に役立てています。

会計実地検査の現場で収集したデータを、携帯した情報処理端末を用いて分析するなどして、データ処理の迅速性を確保するなど、効率的、効果的な検査を実施しています。

図表 I-9 主な会計検査情報システム



さらに、ITを活用して、テレワークやWeb会議形式による在庁検査の実施に取り組んでいます。

会計検査院では、「会計検査情報システム」の開発、運用や、IT活用の支援を行う課を官房に設置して、検査業務へのIT活用の拡充を図っています。

(10) 検査結果の反映

ア 国会との関係

検査報告は、決算に添付して、内閣から国会に提出され、国会の決算審査の参考に供されています。

国会の決算審査は、衆議院では決算行政監視委員会、参議院では決算委員会で行われますが、国民の代表機関である国会において検査報告が十分活用され、そこに盛り込まれた事項について、原因の究明や改善の処置の徹底が図られてこそ、会計検査の効果が十分に発揮されることになります。

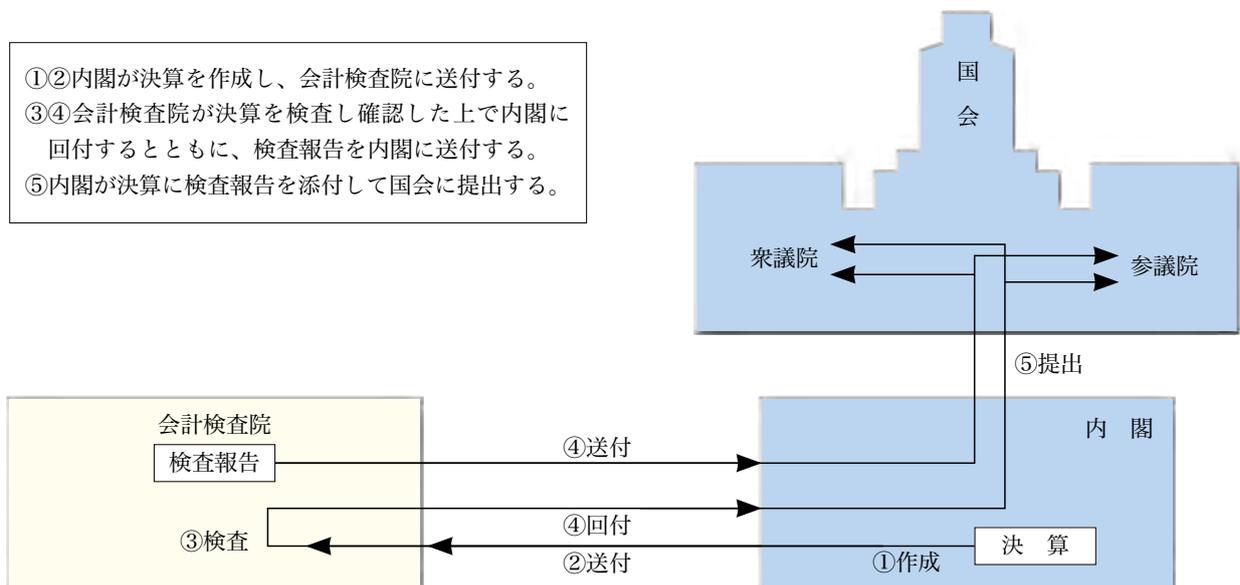
会計検査院は、上記委員会の決算審査には、責任者が常に出席し、検査報告の内容や検査活動の状況を説明したり、会計検査の立場から所見を述べたりしています。こうして、検査報告は、決算審査の際の重要な資料として利用されています。このほか、予算委員会やその他の委員会にも必要に応じて責任者が出席し、検査報告の内容を説明したり、所見を述べたりしています。令和4年1月から12月までの間に、国会へ責任者が出席し、説明を行った回数は26回に上ります。

また、平成9年12月に「国会法等の一部を改正する法律」が成立し、同法によって会計検査院法が改正されました。これにより、国会から検査要請があったときは、検査を実施してその結果を報告することができることとなりました。

そして、17年11月に「会計検査院法の一部を改正する法律」が公布され、施行されて、会計検査院は、意見を表示し又は処置を要求した事項その他特に必要と認める事項については、随時、国会及び内閣に報告することができることとなりました。これにより、会計検査院の検査において早期に審議に付すべき事項が発見された場合に、国会における審議に活用できるよう、適時に国会に報告できることとなりました。

決算と検査報告が国会に提出される手続は次のとおりです。

図表 I -10 決算と検査報告が国会に提出される手続



イ 財政当局との関係

会計検査院の検査成果を予算編成や財政運営の参考にしてもらうため、会計検査院では昭和40(1965)年度から財務省主計局と、昭和41(1966)年度から同理財局との連絡会を開いています。その際には、検査報告に掲記した事項の説明を行ったり、検査の過程で気付いた予算編成上又は財政運営上の参考事項について意見を述べたりしています。

また、この連絡会において、財政当局から、予算編成の背景、意図、執行上の留意点等を聴取して、検査の参考にしています。

ウ 検査対象機関との関係

会計検査院では、以下のような説明会、講習会を開催するなどして、検査対象機関の内部監査や内部牽制の充実・強化、指摘事項の再発防止を図っています。

会計検査院による外部チェックと、各府省等の内部監査等が言わば車の両輪のごとく機能することにより、一層予算執行の適正化が推進されることが期待されます。

① 検査報告説明会

会計検査院は各府省等の官房長等、会計課長等及び会計実務担当者、出資法人等の監事・監査役及び予算執行担当理事等、都道府県の会計管理者等を対象として「検査報告説明会」を開催しています。

この説明会は、検査報告の指摘事項等を詳しく説明することで、指摘内容の周知及び理解とその再発防止を目的としています。

令和3年度決算検査報告に係る検査報告説明会の実施状況は次表のとおりです。

対象者	開催年月日	参加人数
各府省等会計課長等	令和4.11.11 ^{注(1)}	24府省等 会計課長等37名が参加
各府省等官房長等	令和4.11.24 ^{注(1)}	24府省等 官房長等38名が参加
都道府県会計管理者等	令和4.12.19～令和5. 2.24 ^{注(2)}	〔 47都道府県等 85名が参加 〕 ^{注(3)}
出資法人等監事・監査役、 予算執行担当理事等	令和4.12.19～令和5. 2.24 ^{注(2)}	〔 236出資法人等 449名が参加 〕 ^{注(3)}
各府省等会計実務担当者	令和4.12.19～令和5. 2.24 ^{注(2)}	〔 46府省等 73名が参加 〕 ^{注(3)}

注(1) 新型コロナウイルス感染拡大防止等の観点からオンラインで開催しました。

注(2) e-ラーニング形式で開催しました。

注(3) 原稿作成時点で参加人数が確定していないため、前年度に開催した同説明会の参加人数を記載しています。

② 内部監査業務講習会、会計職員事務講習会等

会計検査院は、各省庁の内部監査担当職員や政府関係機関、独立行政法人等国の出資法人の内部監査担当職員を対象とした講習会を実施しており、各省庁や出資法人の内部監査制度の充実に寄与しています。また、国庫補助金やその他の国費の経理を担当している都道府県

の会計職員や監査業務を担当している地方自治体の職員を対象とした講習会も実施しており、都道府県における補助金経理の適正化や地方自治体の内部監査制度の充実に寄与しています。

令和4年の講習会の実施状況は次表のとおりです。

講習会名	目的	期間	参加人数
第27回全都道府県 内部監査業務講習会 (工事コース)	土木、港湾等工事の国庫補助事業の経理に係る知識と技法を付与することにより内部監査の充実強化を図る。	中止 ^{注(1)} 〔令和2. 2.17～21〕	〔 16都府県 20名が参加 〕
第37回各省庁 内部監査業務講習会	会計監査の基本理念、知識と技法を習得させることにより内部監査の充実強化を図る。	4. 5.30～ 6. 3	13省庁 32名が参加
第72回全都道府県 会計職員事務講習会	会計に係る知識と技法を習得させることにより円滑な会計事務の遂行を図る。	4. 8.29～ ^{注(2)} 31	12府県 12名が参加
第41回政府出資法人等 内部監査業務講習会	会計監査の基本理念、知識と技法を付与することにより、内部監査の充実強化を図る。	4.11. 7～ ^{注(2)} 10	32団体 32名が参加
第30回地方自治体 監査職員事務講習会	会計監査の基本理念、知識と技法を習得させることにより内部監査の充実強化を図る。	4.12. 5～ ^{注(3)} 8	23自治体 23名が参加
第28回全都道府県 内部監査業務講習会 (一般コース)	土木、港湾等工事以外の国庫補助事業の経理に係る知識と技法を付与することにより内部監査の充実強化を図る。		

注(1) 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点により中止しました。なお、〔 〕書きは、実施した直近の講習会の「期間」及び「参加人数」を示しています。

注(2) オンラインにより開催しました。

注(3) 「第30回地方自治体監査職員事務講習会」及び「第28回全都道府県内部監査業務講習会(一般コース)」はオンラインにより同時開催しました。

③ 内部監査関連業務

検査対象機関の内部監査、内部牽制^{けん}等の内部統制の状況についての調査・分析や各府省等の内部監査担当者との連絡会を実施するなどして、内部監査等の充実・強化を後押しするための取組を進めています。

連絡会名	開催年月日	参加人数
第32回各府省等内部監査担当者連絡会	令和4. 5.23 ^(注)	36府省等、73名が参加
第33回各府省等内部監査担当者連絡会	令和4.11.30 ^(注)	37府省等、72名が参加

(注) 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点からオンラインで開催しました。

§ 4 その他の業務

1 弁償責任の検定等の業務

会計検査院は、会計と深い関わりのある次のような業務も行うこととしています。

① 弁償責任の検定	国等の現金出納職員や物品管理職員、予算執行職員が国等に損害を与えた場合、会計検査院は、これが、善良な管理者の注意を怠ったことによるものであるかどうか、又は故意若しくは重大な過失によるものであるかどうかを審理し、その職員にその損害について弁償責任があるかどうかを検定します。弁償責任があると検定したときは、主務大臣などの責任者は、この検定に従って関係者に弁償を命じなければなりません。
② 懲戒処分の要求	検査の結果、国の会計事務を処理する職員が、故意又は重大な過失によって国に著しい損害を与えたと認める場合、計算書及び証拠書類の提出を怠る等計算証明の規程を守らない場合、帳簿、書類その他の資料若しくは報告の提出の求めを受け、又は質問され若しくは出頭の求めを受け、これに応じない場合、予算執行職員が、故意又は過失によって法令又は予算に違反した支出などを行い、国に損害を与えたと認める場合などには、主務大臣などの任命権者に対して関係職員の懲戒処分を要求することができます。
③ 検察庁に対する通告	検査の結果、国の会計事務を処理する職員に職務上の犯罪があると認めた場合、その事件を検察庁に通告しなければなりません。
④ 審査	国の会計事務を処理する職員の会計経理の取扱いについて、利害関係人から審査の要求があった場合、これを審査し、是正を必要とするものがあれば、その判定を主務官庁その他の責任者に通知しなければなりません。主務官庁その他の責任者は、通知を受けたときは、この判定に基づいて適切な措置を講じなければなりません。
⑤ 法令の制定などに対する意見の表示	国の会計経理に関する法令及び国の現金の出納等に関する規程の制定や改廃についてあらかじめ通知を受け、これに対して意見を表示することができます。また、国の会計事務を処理する職員がその職務の執行に関し疑義のある事項について意見を求めた場合は、これに対して意見を表示しなければなりません。

(1) 国の現金出納職員に対する弁償責任の検定

令和3年10月から4年9月までの間に、現金の亡失について処理したものは、7件計1517万円であり、現金出納職員が現金を亡失したことによって生じた損害の金額が既に補填されているものなどのため、弁償責任の有無を検定する要はないとしたものです。

(2) 国の物品管理職員に対する弁償責任の検定

令和3年10月から4年9月までの間に、物品の亡失又は損傷について処理したものは、次表のとおり18,837件計11億2849万円です。

事 態	件 数	金 額
① 物品管理職員が物品の管理行為について善良な管理者の注意を怠ったことによるものではないと認めたものであるため、弁償責任の有無を検定する要はないとしたもの	17,599 件	6億3231万 円
② 物品管理職員の管理する物品が亡失し又は損傷したことによって生じた損害の全額が既に補填されているものなどのため、弁償責任の有無を検定する要はないとしたもの	1,238	4億9618万
計	18,837	11億2849万

2 情報公開の状況

会計検査院の保有する行政文書に対する開示請求の受付・処理、開示決定等の状況は、次のとおりです。

図表 I -11 受付・処理等の件数

(単位：件)

区 分	令和3年度
受付件数	92
開示請求を受けたもの	85
他省庁等から移送を受けたもの	7
前年度から持ち越したもの	7
処理件数	74
開示決定等を行ったもの	70
全部を他省庁等へ移送したもの	4
取り下げられたもの	11
処理未済のもの	14

(注) 開示請求の対象となった行政文書ファイル1ファイル(開示請求手数料300円(オンライン請求の場合は200円)が納付された1事案)を1件としています。なお、開示請求を受け付けた後に取下げとなったことなどから手数料が納付されなかった事案については、開示請求書1通につき1件として扱っています。

図表 I -12 開示決定等の件数

(単位：件)

区 分	令和3年度
全部開示決定	6
部分開示決定	17
不開示決定	21
計	44
延長手続をとらなかった事案のうち、開示請求があった日から30日以内(補正に要した日数を除く。)に処理したもの(情報公開法第10条第1項)	26
延長手続をとった事案のうち、延長した期限までに処理したもの(情報公開法第10条第2項)	11
期限の特例を適用した事案のうち、通知した期限までに処理したもの(情報公開法第11条)	7
計	44

注(1) 開示(不開示)決定通知書1通につき1件としています。

注(2) 1件の開示請求において複数の行政文書ファイルを請求の対象としている場合も、開示決定の件数は1件としていることから、左表の「開示決定等を行ったもの」欄と本表の「計」欄の件数は一致しません。

3 個人情報保護の状況

会計検査院の保有する個人情報に対する開示請求の受付・処理、開示決定等の状況は、次のとおりです。

図表 I -13 受付・処理等の件数

(単位：件)

区 分	令和3年度
受付件数	2
開示請求を受けたもの	2
他省庁等から移送を受けたもの	0
前年度から持ち越したもの	0

図表 I -14 開示決定等の件数

(単位：件)

区 分	令和3年度
全部開示決定	0
部分開示決定	0
不開示決定	0
計	0

§ 5 各種の活動

1 広報活動

納税者である国民のひとりひとりが国の予算執行に対し関心を持ち、注目を続けていただくことが国の予算執行の適正を期するために最も大切であり、その際に、会計検査院の検査報告は有用な資料になると考えられます。

このようなことから、会計検査院では、検査報告の内容をわかりやすくまとめた「会計検査のあらまし」(本書)を発行するとともに、過去の検査報告全文を「会計検査院ホームページ」(<https://www.jbaudit.go.jp/>)において、公開しています。

「会計検査院ホームページ」では、このほか、最新の会計検査院の組織や業務の概要を掲載しているほか、国民の方々から会計検査院の業務に関するご意見・ご感想、会計検査に関する情報などをお寄せいただくためのコーナーを設けています。

また、「公式SNS」として会計検査院公式Facebookページ(<https://www.facebook.com/baudit.japan>)及び会計検査院公式YouTubeチャンネル(https://www.youtube.com/channel/UCcofwP_DkLK0HBtqLvLzgUQ)を開設し、本院の活動をその都度情報発信しています。ご関心を持っていた方は、ぜひ、フォロー、チャンネル登録をお願いします。

2 会計検査懇話会

会計検査院は、より有効かつ適切な検査を行うため、「会計検査懇話会」を運営し、会計検査をめぐる諸問題について、様々な角度から民間有識者の意見を聴いています(図表 I-15、図表 I-16 参照)。

図表 I-15 第9次会計検査懇話会のメンバー(令和4年12月末現在)

有識者	三村 明夫(座長：日本製鉄株式会社名誉会長) 飯尾 潤(政策研究大学院大学教授) 江川 雅子(成蹊学園学園長) 大野 恒太郎(弁護士) 金丸 恭文(フューチャー株式会社代表取締役会長兼社長 グループCEO) 富田 俊基(株式会社野村資本市場研究所客員研究員) 宮島 香澄(日本テレビ放送網株式会社報道局解説委員)
会計検査院	会計検査院長、両検査官、事務総長、事務総局次長、総括審議官

図表 I-16 第9次会計検査懇話会の開催状況

	開催年月日	テーマ
第1回	—	(新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止)
第2回	令和2年12月 8日	令和元年度決算検査報告
第3回	3年 6月30日	政府のDX及びIT・デジタル関連施策に関する検査と、DX・働き方改革の時代における会計検査に必要な人材の確保・育成
第4回	3年12月14日	令和2年度決算検査報告
第5回	4年 6月 7日	予測困難な時代における会計検査院の役割 ～政府の諸施策に対する業績検査を中心に～
第6回	4年12月22日	令和3年度決算検査報告

3 総務省行政評価局との連絡会

会計検査院は、昭和62(1987)年度から毎年、総務省行政評価局との連絡会を開いています。この連絡会の目的は、会計検査院が実施する会計検査と総務省行政評価局が実施する政策評価及び行政評価・監視には密接な関連があるので、相互の執務状況について情報を交換し理解を深めるとともに、それらをそれぞれの活動の参考にしようとするところにあります。

4 他の監査機関との意見交換

会計検査院は、他の監査機関と相互に情報や意見の交換を行うことにより、それぞれの業務の一層の充実を図っていくことを目的として、定期的に又は随時に協議等を開催しています。協議については、日本公認会計士協会との間で昭和61(1986)年から、東京都及び大阪市の監査当局との間で昭和63(1988)年から、基本的には、それぞれ毎年定期的で開催しているほか、その他の地方公共団体監査事務局等とも意見交換会を随時に実施しています。



第33回公会計監査機関意見交換会議
(パネルディスカッション)

また、公会計監査に関与する諸機関の関係者が一堂に会して、公会計監査の現状や今後の課題、監査機関相互の連携等について公開討議を行うことを通じ、それぞれの監査活動の一層の充実を図ることを目的として、会計検査院主催により、昭和63(1988)年以降公会計監査機関意見交換会議を開催しています。令和4年の同会議においては、「新型コロナウイルス感染症の状況下における検査・監査・評価の手法等の現状と今後の教訓」をテーマとして8月に対面形式で開催し、9月にその収録動画をオンライン配信する予定としていました。新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、8月の対面形式を中止し、9月のオンラインによる開催のみとなりましたが、全国から多数の参加がありました。

5 会計検査に関する調査研究

会計検査院は、検査領域の拡大や新たな評価手法を開発するため、次のような研究活動を行っています(報告書、論文等は会計検査院ホームページに掲載しています)。

(1) 委託研究及び自主研究

国内外の検査手法、検査事例等や会計検査を巡る状況及びその動向について、外部研究機関による「委託研究」を実施し、その研究成果を報告書として公表しています。

図表 I -17 令和4年実績

令和4年2、3月	令和3年度会計検査院委託業務報告書 「欧米主要国の新型コロナウイルス感染症に関する対策等及びこれに対する会計検査の状況に関する調査研究」 「欧米諸国におけるデータ分析、AIの活用による会計検査・監査等の状況に関する調査研究」
----------	--

また、「自主研究」として、今後の検査活動に有用な情報を職員に提供するため、研究担当の職員が毎年研究テーマを設けて国内外の公会計制度、他国検査院の検査手法等について、幅広く研究を行っています。

(2) 特別研究官による研究

「特別研究官」を任命し、複雑多様化・専門化する国の行財政の変化に対応して、より効率的・効果的な検査活動の在り方について研究しています。

特別研究官	在任期間
濱秋 純哉(法政大学経済学部准教授)	令和2年4月～
目時 壮浩(早稲田大学商学大学院(会計研究科主担当)教授)	令和4年4月～

(3) 研究誌の発行

会計検査に関する理論及び実務の両面からの研究を進展させるため、年2回「会計検査研究」を発行しています。掲載するものは査読付き論文などであり、「会計検査研究」編集会議において、編集の方針、査読者の選定、論文等の掲載の適否などについて審議しています。

第65号 (令和4年3月)	「会計検査と会計監査」(田辺 国昭：国立社会保障・人口問題研究所所長)、 創刊号～第64号掲載論文総目録 ほか2論文
第66号 (令和4年9月)	「経済学と経営倫理」 (徳賀 芳弘：京都先端科学大学教授、京都大学名誉教授) ほか3論文

編集会議委員	縣 公一郎(早稲田大学政治経済学術院教授) 井堀 利宏(政策研究大学院大学名誉教授) 亀井 孝文(元南山大学総合政策学部教授) 原田 久(立教大学法学部教授) 森信 茂樹(公益財団法人東京財団政策研究所研究主幹) 吉見 宏(北海道大学理事・副学長)
--------	---

(4) セミナーの開催

個別の検査分野について、その動向や、より実地的な見地からの検査上のアプローチを研究するため、随時、研究者や実務専門家を講師として「テクニカル・セミナー」を開催しています。

6 会計検査に関する国際活動

(1) 外国の財政監督制度の調査

会計検査院は、世界各国の最高会計検査機関(Supreme Audit Institution-略称SAI)の動向、検査報告事例等の、外国の財政監督制度の調査を行っています。

また、会計検査院は、各国のSAIが直面している課題や共通の問題点の解決の糸口を探る一助とすることを目的として、欧米主要国のSAIの幹部及び上級実務者を招いて、東京国際会計検査意見交換会議を開催しているほか、中国及び韓国の実務者と知識共有のための会合を日本を含めた3か国で開催しています。令和4年は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、昨年に引き続きいずれもオンラインでの開催となりました。



第26回東京国際会計検査意見交換会議
(オンライン)

(注) スクリーン画像を一部加工しています。

(2) 最高会計検査機関国際組織への参加

会計検査院は、会計検査に関する国際協力のため及び各国SAIとの連携を深めるため、世界各国、地域のSAIで組織される最高会計検査機関国際組織(International Organization of Supreme Audit Institutions-略称INTOSAI。195のSAIが加盟)とその地域機構の一つである最高会計検査機関アジア地域機構(Asian Organization of Supreme Audit Institutions-略称ASOSAI。48のSAIが加盟)に加盟しており、INTOSAIでは理事、ASOSAIでは能力開発担当理事として職責を担っています。

そして、これらの国際組織が主催する会議やワークショップに参加して、会計検査に関する重要なテーマについて討議したり、最新の知識や経験の共有と意見交換を行ったりしています。

また、ASOSAIでは、検査技法の修得及び検査に関する知識の共有のため、研修事業の企画、実施等に当たっています。

令和4年に開催された主な会議は以下のとおりです。なお、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、これらの会議はオンライン又は対面とオンラインのハイブリッド形式により開催されました。

年月日	会議名	開催場所
令和4. 5.31	第58回ASOSAI理事会	オンライン
4.11. 7 ～11.11	第76回INTOSAI理事会及び 第24回INCOSAI	ブラジル (本院はオンライン参加)



第58回ASOSAI理事会(オンライン)

(3) 国際協力

会計検査院は、日本の途上国に対する技術協力の一環として、独立行政法人国際協力機構(JICA)と研修を共催しています。

なお、令和4年に予定されていた研修は新型コロナウイルス感染拡大の影響により延期となりました。